平成２６年（フ）第６４２号
北海道恵庭市文京町３丁目２番13―206号
破産者　永山　宗臣
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４７号
札幌市南区北ノ沢９丁目８番24号
破産者　川村　春雄
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８５号
札幌市東区北32条東１丁目７番19号　ツインサイドテラスＫＴ―Ⅱ106号
破産者　尾西　敏之（旧姓大森・池田・五十嵐）
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８５号
仙台市青葉区落合５丁目18番15号
破産者　羽鳥　誠一
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
宮城県柴田郡大河原町字東桜町５番地９
破産者　藤野　勝則
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第２１４号
群馬県富岡市田篠1122番地、住民票上の住所群馬県富岡市富岡2324番地３
破産者　今井　信昭
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２１５号
群馬県富岡市田篠1122番地、住民票上の住所群馬県富岡市富岡2324番地３
破産者　今井クラ子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６７号
群馬県藤岡市岡之郷1360番地１　マイトリーヒルＡ201号
破産者　塩谷　達也
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２９１号
埼玉県川越市大字今福1075番地２　セブンハイツ101号室
破産者　佐々木金三
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２２号
山梨県都留市法能910番地２
破産者　小俣　芳喜
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
長野県千曲市大字鋳物師屋569番地１　サープラス寺沢106号
破産者　小山　　茂
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第７４号
長野県上田市真田町傍陽2838番地１　宮原住宅
破産者　羽毛田英郎
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２３７７号
名古屋市中川区外新町１丁目21番地　市営外新荘908号、住民票上の住所名古屋市南区宝生町１丁目20番地
破産者　山田　紀治
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７０号
名古屋市北区長田町３丁目44番地の３　三神ハイツ101号、従前の住所名古屋市東区芳野３丁目１番６号　サンメゾン芳野402号
破産者　水野設計事務所こと　水野　明利
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９３号
名古屋市港区新川町２丁目１番地の１　エスポア東海橋Ａ棟107号
破産者　野村　昌利
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０４５号
愛知県春日井市白山町６丁目８番地10、従前の住所愛知県春日井市白山町６丁目12番地４
破産者　白山寿こと　林　　義美
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８号
兵庫県西宮市山口町下山口３丁目４番47―306号、開始決定時の住所神戸市北区泉台１丁目１番地の１　217号
破産者　三木内装こと　三木　雅弘
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０８号
神戸市長田区池田経町２番地の25
破産者　平沼豊茂こと　尹　　昌明
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部